

## ○風俗環境保全協議会設置規程

(平成 28 年 6 月 17 日公安委員会規程第 3 号)

**改正** 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号

風俗環境保全協議会設置規程を次のように定める。

### 風俗環境保全協議会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第 38 条の 4 第 1 項に規定する風俗環境保全協議会(以下「協議会」という。)の設置及び協議会の委員(以下「委員」という。)の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第 2 条 協議会は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和 59 年岡山県条例第 33 号)第 24 条に定める地域を管轄する警察署ごとに設置するものとする。

(委員の委嘱)

第 3 条 委員の委嘱は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が協議会を設置する地域を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)の推薦により、委嘱状(様式第 1 号)を交付して行うものとする。

- 2 警察署長は、警察署長として着任した時点をもって、委員に委嘱されたものとする。
- 3 警察署長は、当該地域の実情に応じて、次に掲げる者から、地域における良好な風俗環境の保全のために必要な協議を行う委員としてふさわしいと認められる者を選考し、風俗環境保全協議会委員委嘱推薦書(様式第 2 号)により、公安委員会に推薦するものとする。

(1) 法第 24 条第 1 項に規定する風俗営業の営業所の管理者

(2) 法第 31 条の 23 において準用する法第 24 条第 1 項に規定する特定遊興飲食店営業の営業所の管理者

(3) 法第 33 条第 6 項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者

(4) 法第 38 条第 1 項に規定する少年指導委員

(5) 地域住民その他の関係者で、警察署長が委員としてふさわしいと認めた者

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

5 警察署長は、前項の規定に該当する事由があると認めたときは、風俗環境保全協議会委員解嘱事由認知報告書(様式第 3 号)により、公安委員会に報告するものとする。

6 第 4 項の規定による委員の解嘱は、公安委員会が解嘱状(様式第 4 号)を交付して行うものとする。

(文書の保存)

第4条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
風俗環境保全協議会委員委嘱推薦書	生活安全企画課	3年
風俗環境保全協議会委員解嘱事由認知報告書	生活安全企画課	3年

附 則

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(令和3年3月5日公安委員会規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。